



料金後納

センターから保育園へ
情報発信マガジン



ほっと一息
Coffee time

ゆうメール
2020. 10月号
Vol. 49

ほっとポット



◇ハロウィン◇

古代ケルト民族の秋の収穫を祝うお祭りの前夜祭が起源で、ここに来る悪い霊や魔女から身を守るための仮装が今ではイベント化したそうです♪

沖縄県保育士・保育所総合支援センター

〒901-0152

那覇市小祿 1831-1 沖縄産業支援センター4階 413号室

TEL : 098-857-4001

FAX : 098-857-4007

開所時間 : 月~金曜日 9:00~18:00

定休日 : 土・日・祝祭日

HP : <http://okihoiku.com>



待機児童がいながら定員割れ？

保育士人材を確保して

定員割れに歯止め！を

園の安定的な運営へ！

優先入所&広域入所で…



令和 2 年度から全県的な実施を目指し、「保育士等の子どもの優先入所」を推進することが合意されました

(令和元年 11 月 8 日沖縄県待機児童対策協議会にて)

主な内容は以下のとおり。

●市町村は→保育士等が県内の保育所等に勤務する場合、保育士等の子どもの保育所等(居住する市町村または勤務する保育所等が所在する市町村が管轄する施設)への入園の可能性が大きく高まるような点数付けを行う。

●県は→協議会構成以外の市町村に対し、この合意事項への理解と協力を求めるとともに、各市町村の取り組みが円滑に行われるよう、必要な支援を行う。

当該合意事項において、沖縄県待機児童対策協議会は、「保育士等の子どもの優先入所を全県的に実施することは、広域的な保育人材の確保に寄与し、もって相互の待機児童対策の推進に資するものであるとの見解を共有した」としています。

「保育士等の子どもの優先入所等に係る取扱いについて」(内閣府・文科省・厚労省の平成 29 年 9 月 29 日)において、保育士等が勤務している保育園等については、一律に当該保育士等の子どもを入園させない取扱いとしている市町村がみられるが、保育士等が勤務する保育園等に当該保育士等の子どもが入園できる環境を整えることは、保育士等の仕事と家庭の両立の実現や長期的な就業継続に大きく寄与することから、扱いに差を設けず、他の保育園等の場合と同様に入園の対象とすること。なお、その際、必要に応じて、当該保育士等の子どもを当該保育士以外のものが担任を務めるクラスに入園させる等の配慮を行うことも考えられる。 <<抜粋>>

現在、県内のほとんどの市町村が、自治体のホームページで「保育施設の空き状況」を公表しています。例えば、保育士不足で受入ができないクラスの情報に※印等で表記して保育士が確保されれば受入が可能といった注釈を加える等の案内をするなど、市町村でも保育士確保や待機児童解消に向けた様々な工夫をしています。所在地の市町村のホームページをご確認ください。貴園の情報は反映されていますか？



就労支援チームからのご案内

センターのHP内で保育園紹介の動画を掲載しています！

園向けの新しい取り組みとして求人票・プレゼンテーションの他に動画の掲載を推奨しています！すでにたくさんの園がセンターのHP内で動画による保育園紹介をしています。

※こちらのアドレスからご覧になれます⇒ (<http://okihoiku.com/gosetsu-info/>)

新型コロナウイルスの影響により、求職者の保育園見学が例年のように進められない今、気軽に園の様子を知る事ができると、とても好評です！施設紹介を文字情報だけでなく動画を取り入れて、貴園の良さをぜひ多くの求職者へアピールしてみませんか？（個性あふれる動画がたくさん掲載されています）

動画掲載希望の園は担当者までお問い合わせ下さい。

就労担当（座安・幸喜・喜納・喜屋武）



令和2年度合同就職説明について

10月から12月の日程で開催予定の「沖縄県保育士合同就職説明会」について、今後の新型コロナウイルス感染状況によっては「リモート合説」に切り替える可能性があります。その場合、参加方法の詳細についてはセンターから前もってご連絡を致します。



インフルエンザやコロナに影響されない安全面接！

日程を決めて一度に複数人の面接も可能



もうすぐ始まる！リモート面接！

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、あちらこちらで「リモート面接」という言葉を耳にされている事と思います。

リモート面接の1番のメリットは何といても、時間や場所、距離やお天気に関係なく採用活動ができることです！

当センターでも園と求職者をつなぐ「リモート面接」を始めます！※パソコン機器やWi-Fi環境は各園でのご準備となります。

労働環境改善事業から①

今回のテーマ 「 **連携の取り方 ～表示の工夫～** 」

環境の整え方の工夫について園へ **インタビュー** しました 



園長先生

Q、保育現場への新型コロナウイルスの影響はいかがですか？
～ **登園時の検温・手洗い・手指消毒などの徹底** ～ 

園児が登園の際には、検温と手指消毒を徹底しております。登園し
てすぐは平熱より高くなっていたり、判断が難しい場合があるので、
大変だなと感じます。その際には、時間をおいて再度検温したり等の
対応を園全体で行っております。

Q、コロナ禍の状況で、工夫してることはありますか？
～ **玩具使用後の消毒 確認ボードの活用** ～ 

以下の写真のボードを各クラスに設置しております。子ども達が
どのおもちゃを使用したか、使用後は消毒済みかどうかの確認が
出来ます。フリーの先生がこのボードを見ながら1つずつ消毒を行っ
ています。

活用して良かった点は、どの先生がクラスに入っても一目瞭然で
分かることです。また保育士同士も連携をとれるようになりました
！その都度消毒することは、通常の保育業務に併せて、行わない
といけないので時間を取られてしまい大変だと感じますが、命を守
るためには必要な作業だなと思っています。



園長先生

「消毒確認ボード」の使い方

おもちゃの種類



ほしぐみ	
おもまごと(奥)	○
おもまごと(野菜)	○
ブロック1	○
ブロック2	○
ボール	○
くるま	○
ドーナツ・アイス	○
つみき	○
エイサー	○
型はめBOX	○
音のおもちゃ	○
お人形	○
せんたくばさみ	○
おもまごと(大)	○
磁石	○

- ・使用した後は「**X**」へ
- ・消毒した後は裏返して「**O**」へ



保育士が楽しい気持ちでいると子ども達も楽しい気持ちになる！

コロナ禍の状況でも、日々の保育を送ることには変わらないので、
子ども達が安心して通える・預けられる保育園であることを忘れず、
常に職員全員「笑顔」を忘れず子ども達を迎えています！コロナに負
けない気持ちで職員一同頑張ります！



園長先生

労働環境改善事業から②

～みんなが働きやすい保育園をめざして～

労働環境改善支援事業 研修会（動画配信）のご案内 参加申込について



労働環境改善に関する研修会（動画配信）、テーマ「人を育てる職場づくり ～信頼し合える人間関係を築く～」を開催致します。

申込書とともに詳細を折込(2枚)しておりますので、ご確認のうえ、ご検討くださいますようお願い申し上げます。お申込みをお待ちしております。

【お問合せ先】

- ・ 沖縄県保育士・保育所総合支援センター
- ・ TEL : 098-857-4001 ・ 担当 : 與那覇・玉城 宛

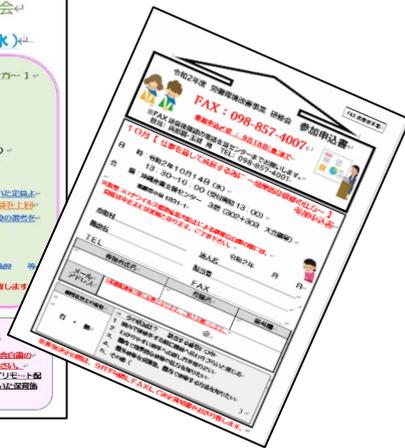
【動画配信】

研修



※9月29日開催分へ申し込まれていた園は再度お申込みいただく必要はありません。

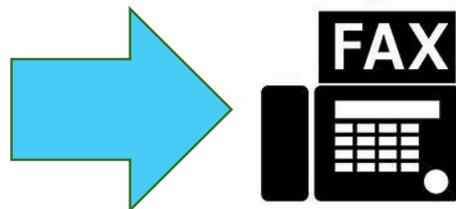
【案内 と 申込書】



●申込方法●

FAX : 098-857-4007

申込〆切 : 10月23日(金)まで



9月に配信された動画の様子です！満足の声を多くいただいています！

A園
「何度も再生して復習できるのでとても勉強になりました！」



B園
「職員全員で見れました！共通理解がもてます！」



結果はまた次号でお知らせ致します！

第一部



第二部



第三部



Q&A 教えて 善平先生!

比嘉園長が顧問の善平社労士に、「休日出勤」について相談しています。



比嘉園長

先月、お休みの日に開催された研修に参加してもらった職員△△さんに、割増賃金の125%の賃金を払ったのですが、休日出勤の割増賃金の135%ではないかと言われました。どちらが正しいのですか？



比嘉園長

はい。

就業規則とシフト表を見せていただけますか？



善平社労士

△△さんは、この週は、土曜日と日曜日にお休みで、他の日は1日8時間勤務ですね。研修があったのは、何曜日ですか？



善平社労士



比嘉園長

土曜日です。

就業規則で「休日」は、日曜日と他シフトで定めた1日、GW、旧盆（うーくい）、年末年始（12/30-1/3）となっていますね。「休日労働手当」は、
・・・法定休日に勤務した場合は、135%の賃金を支払うとありますね。



善平社労士



比嘉園長

135%の休日労働手当は、日曜日に勤務した場合に支払っています。



日曜日が法定休日ということですね。△△さんは、法定休日と所定休日を誤解したと思います。



法定休日？所定休日？と何が違うのですか？

労働基準法では、休日は、「使用者は、少なくとも毎週1日の休日か、4週間を通じて4日以上の休日を与えなければなりません。」とされています。ですから、毎週1日の休日（日曜日）が法定休日で、その他の園で定めた休日（他シフトで定めた1日、GW、旧盆（うーくい）、年末年始（12/30-1/3））は所定休日となります。

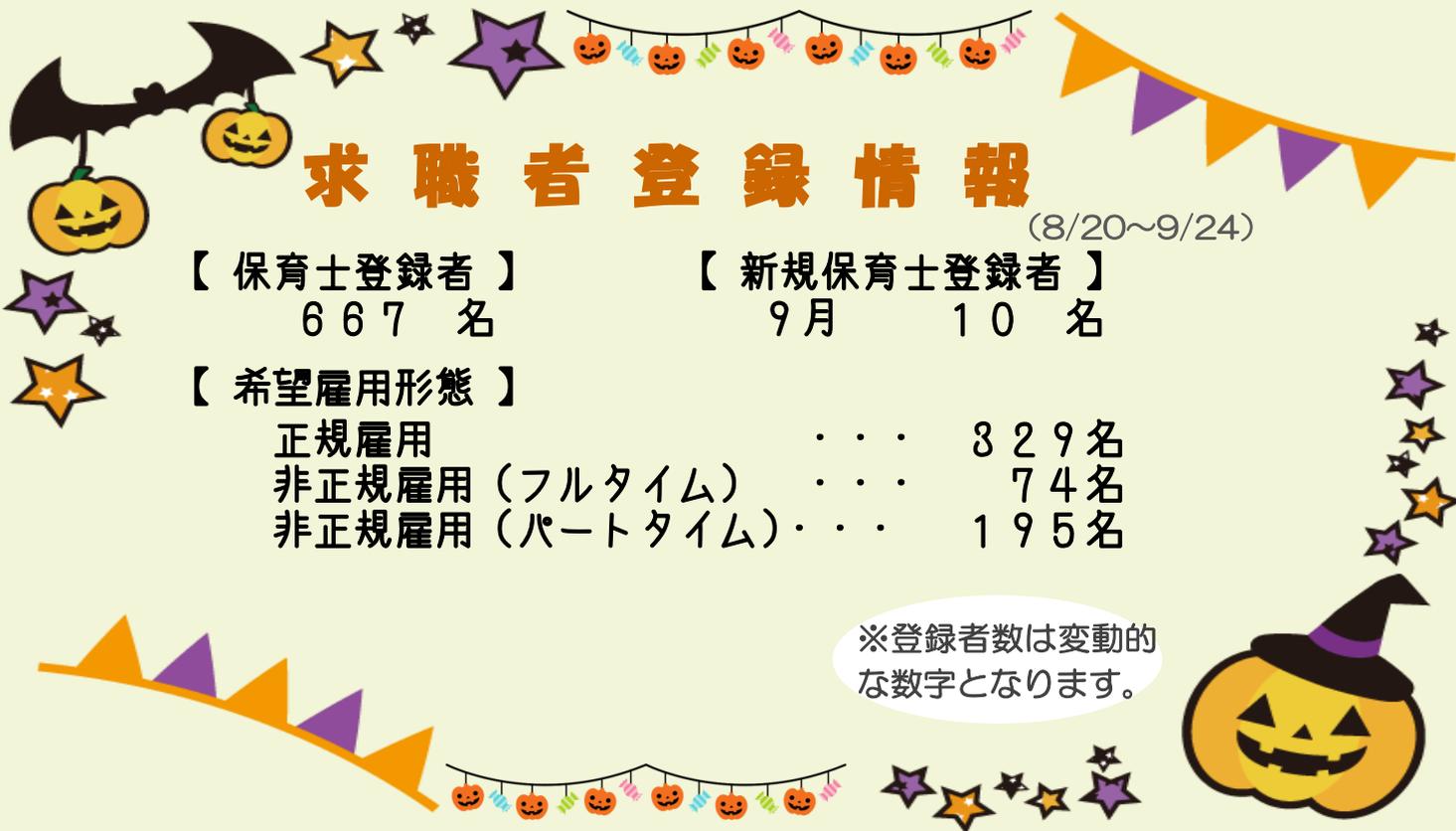


そうなのですね。就業規則で「法定休日」に勤務した場合とあるので、今回の土曜日の研修については、125%支払って間違いなかったということですね。でも他の職員も誤解している可能性がありますね。今後、誤解の無いようにするためには、何をどう整理したら良いのですか？

就業規則の改定が必要になります。まず、「休日」に、日曜日を法定休日とする。という文章を追記しましょう。職員にも、きちんと説明する必要があります。



分かりました。就業規則の改定と併せて、きちんと職員にも説明したいと思います。



求職者登録情報

(8/20~9/24)

【 保育士登録者 】
667 名

【 新規保育士登録者 】
9月 10 名

【 希望雇用形態 】

正規雇用 . . . 329名
非正規雇用（フルタイム） . . . 74名
非正規雇用（パートタイム） . . . 195名

※登録者数は変動的な数字となります。



◇ 10月は年次有給休暇取得促進期間です ◇

～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて年次有給休暇の取得を促進～

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日の年次有給休暇を確実に取得させることが必要になりました。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト [検索](#)

折り込みを同封しておりますのでご覧ください！

10月号「ほっとポット」はいかがでしたでしょうか？
多くの保育現場の声をお届けしたいと思います。ご意見・ご感想がございましたらお聞かせ下さい。よろしくお願い致します。（担当：與那覇・玉城）



沖縄県保育士・保育所総合支援センター
Tel 098-857-4001 Fax 098-857-4007
URL <http://okihoiku.com> mail: hot.okihoiku@gmail.com